

知床世界自然遺産シンボルマーク運用規定

知床世界自然遺産地域連絡会議（以下、「地域連絡会議」という）において、知床世界自然遺産地域における保全管理を広く広報するとともに、保全管理活動や普及啓発活動を適正かつ効果的に推進するために作成した「知床世界自然遺産」シンボルマーク（以下、「シンボルマーク」）の適正な使用を確保し、普及を促進するため、次のとおり基準を定める。

（シンボルマークの使用）

第1条 シンボルマークは、この運用規定に基づき、使用を希望する者が、地域連絡会議知床世界自然遺産シンボルマーク等管理運営部会（以下、「管理運営部会」という）に対し申請を行い、申請手数料および協賛金を拠出した場合に使用できる。なお、協賛金等は知床世界自然遺産の普及啓発や環境教育等を目的とした事業に充てるものとし、管理運営部会において事業内容等を決定する。

（申請者）

第2条 シンボルマークの使用を申請できる者は次のいずれかとする。

- （1）知床世界自然遺産に関わる行政機関及び公共性をもつ団体等
- （2）知床世界自然遺産の環境保全等に協賛している企業、団体等
- （3）斜里町又は羅臼町に居住する個人又は本社を有する企業、団体であって、両町において生産、製造された商品、主原料が両町において生産された商品又は両町において提供されるサービス等を販売する者
- （4）知床世界自然遺産地域を対象とした旅行商品を提供するもの
- （5）知床世界遺産シンボルマークの趣旨に賛同し、シンボルマークの使用を希望する者

（使用媒体）

第3条 シンボルマークは次の媒体に使用できる。

- （1）非営利を目的とした標識、看板、ポスター、パンフレット、名刺、ホームページ等
- （2）農林水産物や加工品・調理品等の商品やパッケージ
- （3）ステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等の商品自体
- （4）商品や企業等の広報を目的として作成されたポスター、チラシ、ホームページ等

（申請手数料および協賛金）

第4条 シンボルマークの使用を希望する者は、その使用目的や使用媒体に応じ、申請手数料および協賛金を地域連絡会議に拠出すること。申請手数料と協賛金は以下のとおりとする。なお、新聞社等の報道機関が報道目的において使用する場合は申請不要とするが、後日使用状況等が分かる資料を管理運営部会まで送付すること。

- （1）知床世界自然遺産に関わる行政機関及び公共性をもつ団体等

- ア．非営利を目的とした標識、看板、ポスター、パンフレット、名刺、ホームページ等に使用する場合、無償とする。
- イ．農林水産物や加工品・調理品等の商品のパッケージ等に使用する場合、特定の商品にのみ使用する場合は1商品につき1千円、広く当該団体等の商品に使用する場合は1団体につき3千円の申請手数料を拠出すること。
- ウ．ステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等の商品自体に使用する場合、申請手数料として1千円、協賛金として売り上げの5%以上を拠出すること。
- エ．商品や団体等の広報を目的として作成されたポスター、チラシ、ホームページ等に使用する場合、特定の商品等の広報に使用する場合1商品につき1千円、広く当該団体等の広報に使用する場合、1団体につき3千円の申請手数料を拠出すること。

(2) 知床世界自然遺産の環境保全等に協賛している企業、団体等

斜里町又は羅臼町に居住する個人又は本社を有する企業、団体であって、両町において生産、製造された商品、主原料が両町において生産された商品又は両町において提供されるサービス等を販売する者

- ア．非営利を目的とした標識、看板、ポスター、パンフレット、名刺、ホームページ等に使用する場合、無償とする。
- イ．農林水産物や加工品・調理品等の商品のパッケージ等に使用する場合、特定の商品にのみ使用する場合は1商品につき1千円、広く当該企業等の商品に使用する場合は1商品につき3千円の申請手数料を拠出すること。
- ウ．ステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等の商品自体に使用する場合、申請手数料として1千円、協賛金として売り上げの5%以上を拠出すること。
- エ．商品や企業等の広報を目的として作成されたポスター、チラシ、ホームページ等に使用する場合、特定の商品等の広報に使用する際は1商品につき1千円、広く当該団体等の広報に使用する際は1団体につき3千円の申請手数料を拠出すること。

(3) 知床世界自然遺産地域を対象とした旅行商品を提供する者

- ア．旅行商品の広報を目的として作成されたポスター、チラシ、ホームページ等に使用する場合、特定の商品の広報に使用する際は1商品につき1千円、複数の商品の広報に使用する際は1団体につき3千円の申請手数料を拠出すること。

(4) 知床世界遺産シンボルマークの趣旨に賛同し、自らの商品等に使用を希望する者

- ア．非営利を目的とした標識、看板、ポスター、パンフレット、名刺、ホームページ等に使用する場合、申請手数料として1千円、協賛金として5万円を拠出すること。
- イ．農林水産物や加工品・調理品等の商品のパッケージ等に使用する場合、特定の商品にのみ使用する場合は1商品につき申請手数料として1千円、協賛金として10万円、広く当該企業等の商品に使用する場合は1商品につき申請手数料として3千円、協賛金として50万円を拠出すること。

ウ．ステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等の商品自体に使用する場合は、申請手数料として1千円、協賛金として売り上げの5%以上を拠出すること。

エ．商品や企業の広報を目的として作成されたポスター、チラシ、ホームページ等を使用する場合、特定の商品等の広報に使用する際は1商品につき申請手数料として1千円、協賛金として10万円、広く当該団体等の広報に使用する際は1団体につき申請手数料として3千円、協賛金として50万円を拠出すること。

（使用期限）

第5条 シンボルマークの使用許可期間は次の各号に掲げるいずれかの期間とし、期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。

（1）第4条1項に該当する場合 5年

（2）第4条2項、3項、4項に該当する場合 2年

（許可基準）

第6条 管理運営部会は次のいずれかに該当する場合は、シンボルマークの使用を認めてはならない。

（1）知床世界自然遺産のイメージや信用および価値を害すると認められる場合

（2）消費者の利益を害すると認められる場合

（3）特定の政治活動や宗教活動に関すると認められる場合

（4）法令や公序良俗に反すると認められる場合

（5）当該商品等の生産過程において、自然環境等に多大な負荷を与えていると判断される場合

（6）知床世界遺産に関する法令又はこの要領に反すると認められる場合

（申請書の提出）

第7条 シンボルマークの使用を希望する者は、使用申請書（別紙参照）を（財）知床財団に提出するものとする。なお、申請に際しては、使用デザイン案及び企業等の事業内容がわかる資料を併せて添付することとする。ただし、地域連絡会議の構成員が非営利目的で使用する場合は、申請は不要とする。

（使用許可書の発行）

第8条 管理運営部会は、前条の申請があった場合には、この使用基準に基づいてシンボルマークの使用の可否を判断し、使用を許諾する場合には使用許可書を発行する。

（デザイン）

第9条 シンボルマークの使用は、オリジナルデザインの意図するものを損なわないよう十分留意し、CIシートを遵守することとする。シンボルマークを加工した別個のマークデザインの使用は認めない。

（他のマークとの併記）

第10条 第2条（3）に該当する者がシンボルマークを使用する場合、シンボルマークと両町の独自の認証マークを併記することができる。

（メッセージの付記）

第11条 シンボルマークを使用する者は、その使用目的等に応じて、シンボルマークと併せて次の表示をすること。

（1）知床世界自然遺産の環境保全等に協賛している企業、団体等

「私たちは知床世界自然遺産の保全に貢献しています」等

（2）斜里町又は羅臼町に居住する個人又は本社を有する企業、団体であって、両町において生産、製造された商品、主原料が両町において生産された商品又は両町において提供されるサービス等を販売する者

「この商品は世界自然遺産のある知床で生産、製造されています」

「私たちは世界自然遺産のある知床で活動しています」等

（3）シンボルマークの趣旨に賛同し、シンボルマークの使用を希望する者およびステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等の商品自体に使用する場合

「この商品の売り上げの一部が知床世界自然遺産の保全に使われています」等

（改善の指示）

第12条 管理運営部会は、シンボルマークの使用許可後であっても、使用に不具合が生じた場合には改善を指示できるものとする。

（使用許可の取り消し）

第13条 前条の改善指示に従わない場合には、シンボルマークの使用許可を取り消すことができるものとする。

（問題への対処）

第14条 シンボルマークの使用に起因する問題が起こった場合にも、地域連絡会議及び管理運営部会は一切の責任を負わない。また、問題が発生した場合には速やかに管理運営部会に報告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

（運用規定の履行）

第15条 シンボルマークを使用する者は、信義にしたがい、誠実にこの運用規定を履行しなければならない。

(その他)

第16条 この運用規定に定めのない事項及びこの運用規定に関し疑義が生じたときは、管理運営部会とシンボルマークを使用する者とが協議して定める。

平成23年3月18日 一部改定

シンボルマーク使用に係る申請手数料・協賛金

	非営利目的	営利目的		
	名刺、パンフ等	農林水産物のパッケージ等	ステッカー、ピンバッジ等の商品自体	商品の広報のためのチラシ、ホームページ等
連絡会議構成機関・団体 第2(1)	申請不要 第4(1)ア、第7	申請手数料 (1千円、3千円) 第4(1)イ	申請手数料(1千円) 売り上げの5%の協賛金 第4(1)ウ	申請手数料 (1千円、3千円) 第4(1)エ
連絡会議構成機関・団体以外の行政機関および公共性をもつ団体(観光協会など) 第2(1)	要申請 第4(1)ア	申請手数料 (1千円、3千円) 第4(1)イ	申請手数料(1千円) 売り上げの5%の協賛金 第4(1)ウ	申請手数料 (1千円、3千円) 第4(1)エ
知床に協賛を行っている企業等 第2(2)	要申請 第4(2)ア	申請手数料 (1千円、3千円) 第4(2)イ	申請手数料(1千円) 売り上げの5%の協賛金 第4(2)ウ	申請手数料 (1千円、3千円) 第4(2)エ
地元の生産品やサービス等を提供する者 第2(3)	要申請 第4(2)ア	申請手数料 (1千円、3千円) 第4(2)イ	申請手数料(1千円) 売り上げの5%の協賛金 第4(2)ウ	申請手数料 (1千円、3千円) 第4(2)エ
知床世界自然遺産地域を対象とした旅行商品を提供する者 第2(4)				申請手数料 (1千円、3千円) 第4(3)ア
その他の利用者 第2(5)	申請手数料 (1千円) 協賛金 (5万円) 第4(4)ア	申請手数料 (1千円、3千円) 協賛金 (10万円、50万円) 第4(4)イ	申請手数料(1千円) 売り上げの5%の協賛金 第4(4)ウ	申請手数料 (1千円、3千円) 協賛金 (10万円、50万円) 第4(4)エ